サービス連合

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会

第65号　2023年12月1日

毎月1日発行　1部50円（組合員の購読料は会費に含む）

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階
TEL 03-5919-3261　発行人 石川聡一郎

魅力ある産業の発展を目指して　春季生活闘争討論集会

全地域ブロックで開催

サービス連合では地方連合会の発展的解消に伴い、今期より、加盟組合の意見をもとに春季生活闘争方針案を策定するための機会として各地域ブロックにおいて春季生活闘争討論集会を開催することとしています。今年度は10月31日（火）の北海道ブロックを皮切りに全国7ブロックで「2024春季生活闘争討論集会」を開催し、67名が参加しました。

東日本地域ブロック
2023年11月2日
サービス連合本部会議室

北海道地域ブロック
2023年10月31日
道特会館

関西地域ブロック
2023年11月1日
エル・おおさか

中部地域ブロック
2023年11月6日
ウインクあいち

九州地域ブロック
2023年11月7日
エイムアテイン博多駅前貸会議室

中国四国地域ブロック
2023年11月2日
広島YMCA国際文化センター

沖縄地域ブロック
2023年11月8日
沖縄産業支援センター

全地域ブロックで開催

サービス連合では地方連合会の発展的解消に伴い、今期より、加盟組合の意見をもとに春季生活闘争方針案を策定するための機会として各地域ブロックにおいて春季生活闘争討論集会を開催することとしています。今年度は10月31日（火）の北海道ブロックを皮切りに全国7ブロックで「2024春季生活闘争討論集会」を開催し、67名が参加しました。

当日のアジェンダと内容

（1）2023春季生活闘争の振り返り

・2023春季生活闘争では、すべての労働者の雇用を守り、労働条件の維持・向上を目指して取り組みを展開した結果、サービス連合結成以来、最も多くの加盟組合が、実質的な賃金改善に合意することが出来ました。全体的な賃金改善と実質的な賃金改善の額・率において過去最高の水準を残せたことは大きな成果ととらえています。

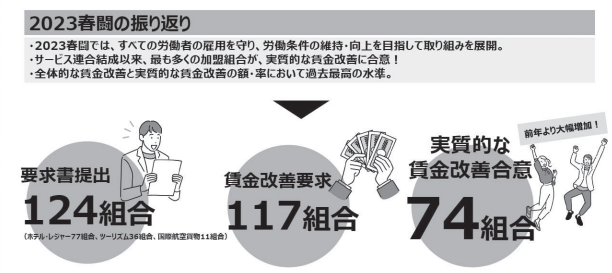

（2）要求実現にむけて

・春季生活闘争は総合的労働条件改善にむけた闘争ですが、おもに①賃金改善と②労働環境改善に分かれます。

①賃金改善

・賃金改善については、『35歳年収550万円』の到達にむけ指標をもとに具体的な改善要求をおこなうのですが、その手前で加盟組合は自社の賃金制度について理解することが必要不可欠となります。また、納得性の高い交渉をおこなうためにも、賃金分析はかなり重要になります。月例賃金改善については、定期昇給のみならず実質的な賃金改善がおこなえるよう必要額を示していきましょう。その際に、現状の産業別最低保障賃金、ポイント年齢別最低保障賃金の額についても確認が必要です。

・月例賃金交渉以外に、一時金についても『35歳年収550万円』にむけて年間4・0カ月、達成組合はさらに上回った月数を要求しましょう。

②労働環境改善

・各種法改正と施行に基づき、労働条件が正しいものか改めて確認をおこないましょう。

・総実労働時間の短縮にむけて、長時間労働是正にむけた具体的施策について労使協議をおこないましょう。

・両立支援・男女平等社会の実現にむけて、産後パパ育休の取得状況の確認と啓発、男女間賃金格差の是正にむけた労使協議が必要です。改正育児介護休業法および改正女性活躍推進法を確認しましょう。

・ハラスメント撲滅にむけて、ハラスメントが起きない環境整備、起きた時の相談体制を構築しましょう。

・60歳以降の雇用と処遇については、高年齢者雇用安定法が改正され、70歳まで就労できる環境整備が求められています。また、65歳までの雇用確保義務の経過措置は、2025年3月に終了し、以降企業には65歳まで継続雇用を希望する従業員について雇用義務が発生します。長く働き続けられる環境整備を早急に整える必要があります。

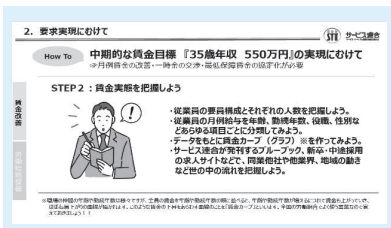

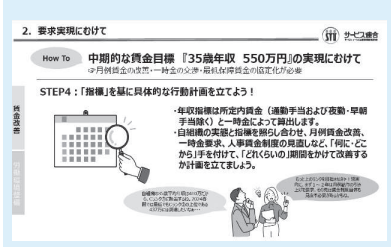

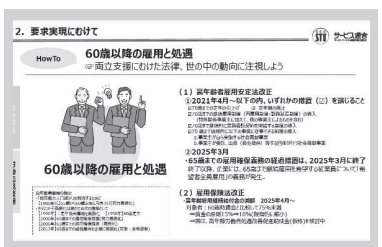

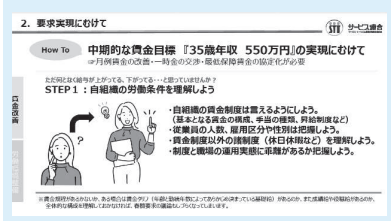

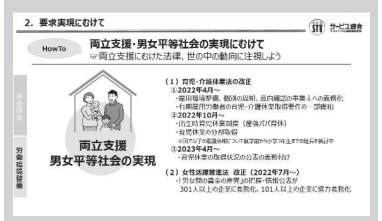

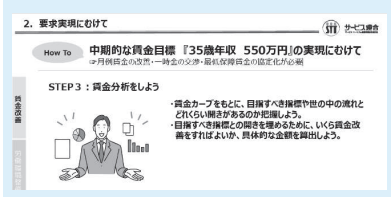

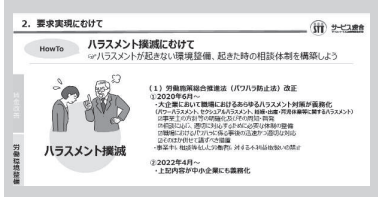

各地域ブロックから様々な意見

・サービス連合として国に対して、物価の変動に左右されない抜本的な賃金改善を訴えていくべき。また、観光産業の人財定着を本気で考えないといけない。

・組織によっては執行部が自社の労働条件を把握していないこともある。また賃金分析をしたくても賃金データを会社が共有したがらないこともある。いかに会社を説得させるかノウハウを教授することが必要だと思う。

・社会的にも賃上げムードが出てきている。今後改善要求をおこなう上では、より産業全体を引っ張る目標値となるような高い要求水準が必要である。

・コロナ禍でこの3年間ほぼ昇給ができていない。一時金に関しても会社の借り入れが膨らんでおり要求しても合意が難しい状況である。サービス連合の指標は交渉の武器になり得ると思うが、会社の状況から合意へのハードルが高い組織がある事を認識しケアをおこなっていかないと、弱い組織は取り残された感覚になる。

・長時間労働是正について、年間所定労働時間の短縮は現状ハードルが高い。時間外労働削減も喫緊課題だが需要に対する供給量が不足しており、時間外労働は増加の一途をたどっている。限られた要員数で上手に切り盛りしている加盟組合があれば、その具体的手法についても参考にしたい。

・ホテルはDXやAIなどの知識が乏しい。少子化の煽りをうけ労働力が減っていく中では、考えていかなければならない課題である。

・ハラスメント撲滅について、単組でもどうして行くべきなのか考えている。ハラスメントが起こる前の対策は何をしているのか聞いてみたい。

最後に、春闘スローガン・ポスター募集、賃金学習会の告知をおこない、討論集会は閉会しました。

今後は集会で出た意見を参考に、2024年1月の中央委員会での方針決定にむけて中央執行委員会で議論を重ねることとします。

賃金学習会を開催します！

12月に賃金学習会を実施します。学習会は初級編・中級編と分かれており、初級編は「春季生活闘争賃金マニュアル」「指標」を活用し、春季生活闘争の賃金要求に関する基礎、「指標」の活用の仕方、賃金実態調査の重要性などを学習します。中級編はExcel関数を駆使した賃金データの作成、分析、活用方法などを学習します。当日は労働調査協議会から講師をお招きし、専門的なことを学びます。またとない機会ですのでふるってご参加ください！

≪開催日程≫
（1）初級編
　1回目：2023年12月8日（金）15:00～17:00
　2回目：2023年12月14日（木）15:00～17:00
（2）中級編
　1回目：2023年12月19日（火）15:00～17:00
　2回目：2023年12月20日（水）15:00～17:00

初級編についてはWebと対面の併用開催です。また後日期間限定のアーカイブ配信も行います。一方、中級編はExcelを操作するため対面のみの開催となります。アーカイブ配信も行いませんのでお気を付けください。なお、対面会場はサービス連合本部会議室となります。

政策討論集会　産業の地位向上にむけて

サービス連合では、今期から地域課題のヒアリングや政策議論を目的に、地域ブロックにおいて政策討論集会を実施することとしています。

政策討論集会の様子
（関西地域ブロック）

２０２４春季生活闘争討論集会と同日で開催した今回の政策討論集会は、サービス連合の政策（２０２４年１月～12月）の観光政策策定にむけた各地域ブロックの現状ヒアリングと政策課題の抽出を目的として開催しました。政策制度の基本的な考え方を理解するとともに、なぜ私達が政策に取り組むのかという意義についても理解する機会となり、地域ごとの課題や政策に対する認識と考え方を学びました。

労働組合では職場の課題を解決し、組合員の幸せを図るために会社と直接交渉ができますが、国や自治体を動かすには個人や組織では直接交渉できませんし、動いてはもらえません。その為、唯一の産別組織である「サービス連合」として、国や地域を動かし、産業全体を変えていく必要があります。世の中を動かす歯車には大小があり、その歯車に合わせた大小様々な政策要求が必要です。政策が実現すれば我々の産業が潤い、地位や労働条件が向上します。だからこそ、この政策制度要求（要請）行動はサービス連合としても大事な取り組みなのです。今回の政策討論集会では、まず２０２３年度の「サービス連合の政策」の内容、重点政策について説明し、理解を深めました。２０２２年度より産業政策（観光・物流）、労働政策、社会政策の３つの政策を策定しており、その政策の中から特に重要度の高い項目を重点政策として策定しています。また、地域政策の説明では、昨年各地連で取りまとめた意見に加え、今年７月に地域への要請行動をおこなった際の要請先からの回答などを共有しました。また、各地域での課題感や今後の地域政策の在り方などを参加者で共有して各会場ともに活発な議論が交わされました。

人財不足や人財育成については、どの地域でも声があがりました。特に地方では人手の確保が難しく、時給や月給を上げてもなかなか人が集まらないのが現状との声が多く、働く者への投資に関する課題も多く聞こえ、産業全体で仕組みを変えていく、意識を変えていく必要性を認識しました。

政策を実現するためにはそれぞれの労働組合活動と同じで「地道にコツコツと継続した要請行動」が大切です。

すぐに花が咲くものばかりではありません。中長期的に繰り返し国や自治体へ我々の産業における課題を訴えていくことが重要です。地域政策はそこに住む人、働く人でなければ課題感はわかりません。「労働者の視点」と「生活者の視点」で日頃困っていることや問題になっていることを捉え、来年２月から５月にかけて再度地域政策の意見を集約する予定ですので、ぜひその際にはご意見をお寄せ下さい。

２０２３秋闘　第２回闘争委員会開催

２０２３年10月13日（金）に中央執行委員会に併設する形で、２０２３秋闘第２回闘争委員会が開催されました。委員会では、最近の特徴的な動き、産業の状況、闘争委員会の取り組み等が確認されました。

2023年11月15日 第3回闘争委員会

Ⅰ．最近の特徴的な動き

内閣府が２０２３年９月に発表した「月例経済報告」によると、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

厚生労働省が発表した２０２３年８月の有効求人倍率（季節調整値）は、１・29倍となり、前月と同水準となりました。

また、新規求人倍率（季節調整値）は２・33倍となり、前月を０・06ポイント上回りました。これを産業別にみると、宿泊業・飲食サービス業（９・８％増）、教育・学習支援業（８・４％増）、医療・福祉（４・８％増）などで増加となり、製造業（７・５％減）、建設業（３・８％減）、生活関連サービス業・娯楽業（３・１％減）などで減少となりました。

総務省が発表した２０２３年８月の労働力調査によると、完全失業率は２・７％となり、前月と同率となりました。完全失業者数は１８６万人で前年同月に比べて９万人増加し、２カ月連続の増加となりました。また、主な産業別就業者を前年同月と比べると、「卸売業，小売業」、「宿泊業，飲食サービス業」などが増加となっています。

Ⅱ．産業の状況

観光庁が発表した主要旅行業者の２０２３年７月分の総取扱額は、２０１９年同月比において、海外旅行は約52％、外国人旅行は約86％、国内旅行は83％で、先月と比較すると多少の増減はあるもののほぼ横ばいの状況となっています。

宿泊旅行統計調査によると、客室稼働率は８月が全体で62・７％、７月は58・１％となり、ともに前年を10％程度上回りましたが、２０１９年比では７月が５・２％減、８月は６・７％減となっています。

旅行・観光消費動向調査による２０２３年４～６月期の月別日本人国内旅行者数は、４月は３，８９０万人（対２０１９年比16・９％減）、５月は５，２９５万人（同22％減）、６月は４，１８０万人（同15・４％減）となり、２０１９年度４～６月期と比較すると16・９％減まで回復しています。

航空貨物運送協会の発表による２０２３年１月から６月の国際航空貨物取扱実績は、前年と比べて輸入は件数で94・91％、重量で85・53％となりました。また、輸出は件数で89・49％、重量で77・05％となりました。

Ⅲ．加盟組合が闘争に臨むにあたり

各加盟組合は、産業動向では、対２０１９年度比には至っていないものの、対前年では、利益率の改善や要員減などに伴う営業費削減により、営業利益が回復している可能性があるため、各社の数値を十分に精査し、要求実現にむけた労働条件の改善に全力を傾注することとします。交渉に際しては、２０２４春季生活闘争も見据え中長期的な視点を持ち、徹底した労使協議を展開することとします。

Ⅳ．闘争委員会の取り組み

第23回定期大会にて確認した２０２３秋闘方針に基づき、闘争委員会は、加盟組合と相互連絡を密にして状況を把握し、効果的に交渉内容を波及できる体制を構築させるとともに加盟組合へ支援をおこないます。

各加盟組合への具体的な支援活動は、闘争委員会がおこない、第１回闘争委員会で確認した「２０２３秋闘情報連絡体制について」に基づき定期配信や臨時配信をおこなうと同時に、必要に応じて激励訪問を実施して機運の上昇を図り、サービス連合全体で取り組みを盛り上げていくこととします。

11月１日以降、本格的な闘争期間に入りました。加盟組合の交渉状況については、定時通信として、祝日を除く月～金の毎日、概ね12時を目途に組織支援局から発信していますので、ぜひご確認をお願いいたします！

中央執行委員会で労働者自主福祉運動学習会を実施

サービス連合では今年度、労働者自主福祉運動やジェンダー平等推進、政策制度などについて運動を更に推進するため、中央執行委員会の開催に合わせて、外部から講師を招いて学習会を実施しています。その第１弾として、10月13日に開催した第３回中央執行委員会では、労働者福祉中央協議会（中央労福協）講師団講師でサービス連合の先輩である高橋均さんにお越しいただき「振り返れば未来が見える～労働者自主福祉運動とサービス連合の歴史を辿る」をテーマに講演を受けました。労働者自主福祉運動の意義を知るとともに、労働組合の歴史について学びました。労働運動では「連帯」や「絆」という表現をよく用いますが、今回の学習会をつうじ、その言葉の意味や重みについて、改めて認識する機会となりました。また当日は、同じくサービス連合の先輩であり、日本ワークルール検定協会の事務局を務める片岡千鶴子さんにお越しいただき、ワークルール検定の取り組みについて紹介を受けました。今後も中央執行委員会での学習会を実施し、役員のスキルアップを通じ、加盟組合の支援に生かしていきます。

高橋均氏（写真中央）による講演

総実労働時間短縮にむけて業界団体に要請

サービス連合では年間総実労働時間の短縮にむけて、「第5期時短アクションプラン（2022年8月～2027年7月）」に基づき、サービス連合全体での取り組みを推進しており、今年度も引き続き強化期間を設定して総実労働時間短縮に取り組んでいます。産業全体の労働条件の向上にむけて、取り組み報告とともに、業界全体での取り組みの検討にむけた総実労働時間短縮の推進に関する申し入れを実施するため、10月から11月にかけて業界団体を訪問しました。

旅行関連団体では、日本旅行業協会（JATA）、全国旅行業協会（ANTA）、宿泊関連団体では、日本ホテル協会、日本旅館協会、全日本ホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、国際航空貨物関連団体では、航空貨物運送協会（JAFA）への訪問をおこないました。また、今回の訪問では、メニュー表示適正強化月間の取り組みについても説明をおこないました。

サービス連合は政党や省庁、自治体だけでなく、業界内の関連団体にも定期的な訪問をつうじて、サービス連合の取り組みや政策の実現にむけての理解促進を図り、我々の地位と労働条件の向上につながるよう努めてまいります。

サービス連合2024春季生活闘争方針策定にむけて

サービス連合は、第23回定期大会において2024春季生活闘争にむけて「21世紀の基幹産業として、産業を大きく成長させ、一人ひとりが働きがいと生きがいを持ち、安心して働き続けることができる環境整備が不可欠。魅力ある産業の実現にむけ、労働条件全般の向上に注力し続けていく必要がある」ことなどを確認し、その後、地域ブロックの討論集会や労働条件委員会で討議したうえで、中央執行委員会で方針策定議論をおこなっています。今後、12月13日開催の第5回中央執行委員会で闘争方針案を確認した後、2024年1月18日開催の第23回中央委員会で「2024春季生活闘争方針」を決定します。

12月13日から旅館業法が変わります ～宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に～

旅館業法では、国民生活向上等の観点から、営業者は一定の場合を除き、宿泊しようとする者の宿泊を拒んではならないと規定されていますが、新型コロナウイルス感染症の流行期に宿泊者に対して感染防止対策への実効的な協力を求めることができないことやいわゆる迷惑客について無制限に対応を強いられた場合に感染防止対策をはじめとした本来提供すべきサービスが提供できないなどの声をうけ、改正された旅館業法が12月13日に施行されます。

改正のポイントは、1.宿泊拒否事由の追加、2.感染防止対策の充実、3.差別防止の更なる徹底等、4.事業譲渡に係る手続の整備、となっており、カスタマーハラスメントに当たる特定の要求を行った者の宿泊を拒むことができることや営業者が感染症のまん延防止対策の適切な実施や特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととなりました。障害者差別解消法等を十分理解し、適切な対応が求められます。改正事項の詳細は厚生労働省ホームページを参照してください。

連携・協動・共創 交運労協 第39回定期総会

交運労協は10月12日、シェラトン都ホテル東京において「連携・協動・共創　交通運輸・観光サービス産業の持続可能な再構築をめざし、社会的役割にふさわしい労働環境を実現しよう！」を総会スローガンに掲げ、第39回定期総会を開催しました。

総会議長にサービス連合の永江中央執行委員らを選出して議事に入った本総会では、活動報告に続けて新たな活動方針が確認されました。交運労協の新たな2024年度役員選出では、サービス連合櫻田会長が交運労協の副議長、中込会長代理が幹事、そして小島哲特別中央執行委員が交運労協の事務局次長（専従）として選出されました。

議事の最後に、観光サービス産業などの人手不足や物流2024年問題など、交通運輸・観光サービス産業が直面している課題解決と今後の発展にむけて、新たに選出された交運労協の小島事務局次長によって力強く読み上げられた「総会宣言」を会場全体で確認し、がんばろう三唱で総会は閉会しました。

総会宣言を読み上げる交運労協の小島事務局次長（サービス連合特別中央執行委員）

連合 2024春季生活闘争中央討論集会

10月30日、連合の2024春季生活闘争中央討論集会が開催され、2024春季生活闘争基本構想について提起されました。提起に続き全体討論がおこなわれ、各産別から意見や質問など積極的な発言がありました。特に光熱費等の価格高騰をはじめとする物価高の状況をふまえ、働くものの生活を守る必要性や、日本全体が人手不足のなかで、賃金のみならず働くものの労働環境の改善の必要性について、発言がありました。

サービス連合は、宇高会長代理（組織支援局長）より、サービス連合結成以来、過去最高の賃金改善額となった2023春季生活闘争の結果を一過性のものとすることなく2024春季生活闘争につなげていく必要性、賃金のみならず労働環境の改善や適正な価格転嫁の必要性について、産業が回復するなかでの人手不足の状況など産業実態に基づき発言をおこないました。発言をうけて、連合の仁平総合局長からは「改めて産業の人手不足について認識したうえで、賃上げ、労働環境の改善、適正な価格転嫁の取り組みがまさに必要であり、同じ想いで連合運動をすすめていきたい」との答弁がありました。

発言するサービス連合 宇高会長代理

環境変化に対応し果敢に運動を展開 連合 第18回定期大会

連合は10月5日－6日、「社会を新たなステージへ、ともに歩もう、ともに変えよう～仲間の輪を広げ 安心社会をめざす～」を大会スローガンに掲げ、第18回定期大会を開催しました。本大会では第18期にあたる2024～2025年度の運動方針が確認されるとともに、新たな役員体制が確認され、サービス連合櫻田会長が連合の副会長、サービス連合永江中央執行委員が連合の中央執行委員として引き続き選出されました。

冒頭あいさつで連合の芳野友子会長は、2023春季生活闘争について触れ、「経済や社会の状況も生活者にとって厳しい中、この状況を『コロナ禍』『物価高』『円安』の三重苦であると称して、それに打ち勝つために臨んだ。それらの結果、30年ぶりの高水準で賃上げが実現した」と振り返りました。また、第18期特に力を入れて取り組む点として、「ジェンダー平等・多様性推進」と「社会的な対話」を挙げました。「ジェンダー平等・多様性推進」については、「まずは労働組合自身も他人ごとではなく、ジブンゴトとして取り組んでいこう。ただでさえ組合役員の担い手不足が課題となっているのに、男性中心の、いわば徒弟的な関係の中で、声がかけやすく男性ばかりで役員を受け継いでいくようなことをしていると、いつか必ず組織は破綻する。慣習や過去のしがらみを引きずった組織運営は、女性だけでなく男性からも距離を置かれてしまうのではないか」と述べ、「女性が参画しやすい活動は、男性も参加しやすい。それを生み出すには女性の参画が前提となる。『あなたに担ってもらいたい』という真摯な気持ちを伝えることから始めなければならない」とし、「引き受けてもらうにあたって障害があるのであれば、その障害を取り除くことも一緒に考えていかなければならない」と取り組みの重要性を訴えました。

冒頭あいさつする連合芳野会長

第1回ジェンダー平等推進委員会を開催

サービス連合は10月17日に第1回ジェンダー平等推進委員会を開催しました。今回は連合の井上久美枝副事務局長を講師に招き、「ジェンダー平等推進計画　フェーズ1を次のステップに！」をテーマに講演を受け、ジェンダー平等推進にむけた現状と課題を認識するとともに、今年度の議論を進めるうえで大変大きな気付きと後押しをいただきました。また、今回の委員会では、今年度議論する「男女平等参画計画（定着）」の達成にむけた手法の実践について共有するとともに、取り組み意義の浸透にむけて議論をおこないました。

連合井上副事務局長の講演

すべてにジェンダー平等の視点を！ 2023連合 ジェンダー平等推進中央集会

連合は10月27日、東京都内で「2023連合　ジェンダー平等推進中央集会」を開催しました。

サービス連合はすべての加盟組合に参加を呼びかけ、出席者は会場とウェブにて出席しました。

サービス連合の永江中央執行委員（連合 中央執行委員）の司会進行により開会した本集会は冒頭の芳野会長の挨拶に続いて櫻田会長を始めとした連合役員が壇上よりアピールをおこないました。

集会ではメインテーマの「男女が共になってあらゆる分野に女性の積極的な参画をすすめよう！～すべてにジェンダー平等の視点を！～」に則って、基調提起に続けて基調講演とトークセッションがおこなわれました。

司会進行を務めた永江連合中央執行委員（サービス連合中央執行委員）

「中央女性集会からジェンダー平等推進中央集会へ」

基調提起「『ジェンダー平等推進計画』次のステップに！」は今期より新たにジェンダー平等・多様性推進を担当することになった連合の小原成朗総合政策推進局長がおこないました。今回の集会は、近年男性の参加も増えたこと、男女平等参画社会実現のためには男女双方の理解が重要であることを踏まえ、誰もが取り組むべき課題であることを改めて明示するため、これまでの歴史ある「中央女性集会」から、「ジェンダー平等推進中央集会」と集会名が変更されました。提起の冒頭でその経緯についても説明されました。続けて、本田一成 武庫川女子大学 経営学部教授による基調講演が「クミダンの『壁』クミジョ・クミダン問題を科学する」をテーマにおこなわれました。本田教授は、クミダン（労働組合の男性）が直面している「5つの壁」について取り上げ、労組の組織的特徴について「労組は変革が難しい組織」と説明したうえで「ジェンダー平等も『変革』であり難しいこともある。これも一つの壁といえる」と説明しました。

その後、4名のパネリストによるパネルディスカッション「クミジョが活躍するための突破口はどこにあるのか？」がおこなわれた後、集会アピールが採択され集会は終了しました。

集会の様子

アネモネレター　加盟組合の取り組み紹介
IHG・ANAホテルズ労働組合連合会

Q&A

社会貢献活動については取り組み事例を共有することで連帯感を醸成するとともに、取り組みを産別内に波及させていきます。

今回はIHG・ANAホテルズ労働組合連合会の社会貢献活動の取り組みについて大森事務局長にお伺いしました。

IHG・ANAホテルズ労働組合連合会 大森事務局長

Q 早速ですが、IHG・ANAホテルズ労働組合連合会が取り組んでいるボランティアズデイについてお聞かせください。

A IHG・ANAホテルズボランティアズデイとは、社会のために私たちができることをしようと、1年に1回各ホテル単位で「ボランティアズデイ」として設定し、社会貢献活動をおこなっています。もともとは阪神淡路大震災の発生がきっかけなんです。当時、グループのホテルで勤務する組合員が出勤できない、家が被災したということが発生した際、何かできないかと検討したことがきっかけで始まりました。その後はチャリティーイベントを定期的に労働組合の主催で開催し、今年で28回目を迎えます。IHG・ANAホテルズ労働組合連合会に加盟しているホテルは全国で17カ所ですが、28回目を迎える今年の開催も、全てのホテルでボランティアズデイを実施することができました。

Q ボランティアズデイでは各ホテルでどのようなことをおこなっているのですか？

A 本部では使用済み切手やベルマーク、書き損じハガキなどの収集ボランティア活動、募金や献血、各ボランティア団体の紹介などをおこなっています。今年から始めた新しい取り組みとして、日本国際ボランティアセンター（JVC）と提携した古本やCD、DVDの収集も実施しています。実際にどのように開催しているかは各ホテルによって異なりますが、宴会場などを使って軽食などの提供やバザーなどをおこない、売り上げを募金に充てることを多くのホテルで実施しています。近隣の方々にも足を運んでいただき、地域交流の場にもなっています。チャリティーイベントには従業員だけでなく、家族や会社を退職された方も参加されることもあります。

このイベントをきっかけにそのホテルのことを多くの方々に知っていただけると感じています。加盟組合によっては、委員長が自ら組合員に募金活動の協力を呼び掛けていたり、別の組合では、1日では足りず1週間開催し、ボランティアズウィークになっている例もあります。

集められた募金などは日本盲導犬協会や日本キリスト教海外医療協力金、ベルマーク教育助成財団などに寄付をおこなっています。

Q 宴会場の利用や軽食の提供となると、会社からの協力も必要かと思います。

A はい、ボランティアズデイを会社と共同しておこなっている加盟組合もあります。労働組合としても会社との共同開催によってより大きな活動にすることができるため、積極的に会社にも呼び掛けています。ある加盟組合では、自治体より「企業ボランティア活動推進モデル事業所」に指定され、事業者と労働組合がともに表彰を受けることもありました。

Q 連合会として開催にあたって工夫していることはありますか

A 近年はコロナの影響もあり、イベントの開催が難しい中、各加盟組合にどのような支援をおこなえばよいか悩みました。そのような中、社会貢献活動については「ボランティアズデイ開催における感染対策ガイドライン」を定め、感染対策の徹底や、外部団体・会社との関わり方などについての方針を定めました。各ホテルも感染防止対策にそれぞれ工夫をしており、それぞれの環境にあわせた開催がおこなわれました。

Q 最後に、サービス連合の加盟組合にむけてメッセージをお願いします。

A 私たちIHG・ANAホテルズ労働組合連合会は、構成する組合のホテルの規模も様々であり、取り組める活動も組織によって異なりますが、各ホテルの環境に即した「手の届く範囲でのボランティアズデイ」を目指し、連合会として社会貢献活動の歩みを止めないよう取り組んでいます。皆さんも小さなことから無理をせず、手の届く範囲での活動をおこない、サービス連合の中でも社会貢献の輪が更に広がることを期待しています。

新規加盟組合紹介
天橋立ホテル労働組合

2023年7月にサービス連合に加盟した天橋立ホテル労働組合　執行委員長の中島健徳です。

天橋立ホテル労働組合は天橋立ホテルとオーベルジュ天橋立で働く組合員25名で構成しています。

天橋立ホテルは日本三景・天橋立の目の前に位置しており、丹後の豊かな自然に囲まれた天橋立の旬の味や神々の遊湯と名付けられた展望天然温泉など、日本三景・天橋立を望む絶景とともに、天橋立観光の拠点として多くの方々に利用いただいています。

5名の執行部体制で日々活動に取り組んでいます。

定期大会後には、会社の協力のもと、組合員全員での懇親会を開催し、意見交換をおこなうなど現場の課題を解決できるよう日々の活動に取り組んでいます。

今後、サービス連合に集う多くの加盟組合と連携し、組合員のために頑張って活動していきますので、皆さんのご支援をよろしくお願いいたします。

オーベルジュ天橋立

天橋立ホテル

執行部の皆さん

編集後記

本格的な冬が迫るなか、そういえば秋らしいことをしていなかったと、急に読書を思いつきました。書棚に目をやると、たまたま目にはいった塩野七生さんの「ローマ人の物語」を再び読み始めることにしました。ご存じの方も多いかと思いますが、王政ローマの建国から始まる壮大な物語です。読書をすすめると、ふと気になる箇所がありました。「護民官」紀元前494年に平民を保護する目的で創設された古代ローマの公職で、共和制ローマの拡大のもと貴族と平民の間に貧富の差が生まれたなかで、平民のみが就くことが許され、当時の執政に対して拒否権を持つなど、平民を守る存在です。歴史としての評価やその後の変遷はあるものの、平民の立場で、平民を守るという存在に、いま労働運動に従事しているものとして親近感を覚えました。産業別労働組合の役員は、現場の組合員からみると少し遠い存在であり、何をしている組織なのか、そこで働いている人は何をしているのかと思われているのかもしれません。その答えとして、産別の役員とは、この産業で働く4万人、また家族を含めるとそれ以上の人々の生活や将来を守る存在、正に「護民官」と言えるのではないかと思います。4万人の組合員と家族のため、日々の運動に誇りをもって取り組んでいきたいと改めて感じることができた読書となりました。（まだシリーズを読み続けています）

今年も加盟組合、組合員の皆さまには大変お世話になりました。佳いお年をお迎えください。（S. I.）

組合員向け　ひとりで悩んでいませんか？

無料法律相談のご案内

サービス連合の組合員は誰でも利用できます。法律に関することならどんな内容でも構いません。相談内容は一切秘密にされ相談者の名前や相談内容が外部に漏れることはありません。労働組合に対しても本人の了解なく漏らすことはありません。

※電話相談及び初回の面談相談は無料ですが、事件として委任した場合や文書作成などを依頼した場合は有料となります。

開催日時と会場

毎月第2水曜日
18時30分～20時30分
「サービス連合本部」（東京）

ご希望の場合はサービス連合本部にご連絡ください。

※サービス連合の顧問弁護士事務所である「東京共同法律事務所」、ならびに「ナンバ合同法律事務所」では、組合員からの相談を直接受けつけています（初回相談無料）。「サービス連合の○○組合」と「相談者の名前」をお伝えください。相談内容の秘密は厳守されますので、ひとりで悩まずにご相談ください。

東京共同法律事務所　03-3341-3133（東京）
ナンバ合同法律事務所　06-6633-5777（大阪）